

# 京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱

平成14年3月28日都市計画局長決定

改正 平成15年5月29日, 平成17年3月31日, 平成23年5月23日,  
平成28年3月25日, 令和2年3月31日

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法第234条の2第1項、地方自治法施行令第167条の15及び京都市契約事務規則に定めるもののほか、本市が締結した都市計画局の所管に属する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の請負契約の適正な履行を確保するための監督及び検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 本市が締結した都市計画局の所管に属する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事をいう。
- (2) 工事担当課 工事の設計及び監督を担当する課をいう。
- (3) 検査担当課 都市企画部都市総務課をいう。

## 第2章 監督

(監督)

第3条 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督（以下「監督」という。）は、工事の契約ごとに工事担当課の長又は工事担当課の長が命じた職員が行う。

(定義)

第4条 この要綱において、「監督員」とは、前条の規定により監督を行う職員で、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とする。

(監督員となるべき職員等)

第5条 監督員は、原則として次の各号ごとにそれぞれ当該各号に掲げる職員をもって充てる。ただし、工事担当課の長がやむを得ないと認めるときは、各号に掲げる職員以外の職員等を命ずることができる。

- (1) 総括監督員 工事担当課の長又は工事担当課の長が命じた担当課長
- (2) 主任監督員 工事担当課の長が命じた課長補佐・係長
- (3) 担当監督員 工事担当課の長が命じた主任以下の職員

2 前項の規定にかかわらず、工事担当課の長は工事規模、技術的条件等を勘案したうえ、主任監督員を置かないことができる。この場合において総括監督員は、主任監督員の業務を併せ

て担当するものとする。

(受注者への通知)

第6条 工事担当課の長は、監督員を置いたときは、工事請負契約書（以下「契約書」という。）

第11条第1項及び第3項の規定に基づき、その氏名及び権限について監督員通知書（第1号様式）により受注者に通知しなければならない。

2 監督員を変更したときは、監督員変更通知書（第2号様式）により受注者に通知しなければならない。

(監督員の事務)

第7条 監督員は、京都市都市計画局建築請負工事監督細目に定めるところにより設計図書（契約の変更があるときには、変更後のもの）の内容のとおり工事が施工されるよう監理しなければならない。

### 第3章 検査

(定義)

第8条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 完成検査 契約書第34条（検査及び引渡し）の規定に基づき行う完成した工事目的物を対象とした検査をいう。

(2) 既済部分検査 次に掲げる検査をいう。

ア 契約書第40条（部分払）の規定に基づき行う、工事材料又は完成した出来形部分を対象とする検査

イ 契約書第41条（部分引渡し）の規定に基づき行う、工事の完成に先だって引渡しを受け既済部分を対象とする検査

ウ 契約書第43条（債務負担行為等に基づく複数年契約の前金払の特則）の規定に基づき行う、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達したことを確認する検査

エ 契約書第48条（発注者の催告による解除権）、第49条（発注者の催告によらない解除権）及び契約書第55条（解除に伴う措置）の規定に基づき行う、既済部分に対する検査

オ 京都市都市計画局スライド条項（減額）、（増額）実施マニュアル及び単品スライド（増額）、（減額）運用マニュアルの規定に基づき行う出来形の検査

(3) 中間検査 工事施工の中間段階における工事を対象とする検査をいう。

(検査)

第9条 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査（以下「検査」という。）は、検査担当課の職員が行う。

(定義)

第10条 この要綱において、「検査職員」とは、前条の規定により検査を行う職員をいう。

(検査職員の事務)

第11条 検査職員は、京都市都市計画局建築請負工事検査細目に定めるところにより、適正な検査の事務を行わなければならない。

(完成検査の内容)

第12条 完成検査の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 契約条件（契約に変更があったときは、変更後の契約条件）に関する事項
- (2) 施工管理及び現場管理の実施状況に関する事項
- (3) 出来形及び品質に関する事項
- (4) その他受注者に課せられた義務の履行に関する事項

2 検査職員は、契約書、設計図書（契約の変更があったときは、変更後のもの）その他の関係書類に基づいて工事の適否を判定するものとする。

(検査の申請)

第13条 監督員は、受注者から工事の完成の通知を受け、監督員が工事の完成を確認したときは、速やかに次の各号に掲げる書類に必要な事項を記入の上、検査職員に提出するものとする。

- (1) 完成通知書（第3号様式）
- (2) 完成検査調書（第4号様式）
- (3) 工事成績評定採点表（第5号様式の1又は第5号様式の2）
- (4) 施工プロセスチェックリスト（別紙―5）

2 前項の1号から3号については、1部提出し、4号は電子データで提出する。

(検査日時の連絡)

第14条 検査職員は、前条第1項各号に掲げる書類を受理したときは、速やかに検査日時を定めて担当監督員に連絡しなければならない。

(完成通知書)

第15条 検査職員は、完成検査を終了したときは、完成通知書を速やかに担当監督員に返却しなければならない。

(完成検査調書)

第16条 検査職員は、完成検査を終了したときは、完成検査調書を作成し、速やかに担当監督員に返却しなければならない。

(工事成績評定採点表)

第17条 検査職員は、完成検査を終了したときは、工事成績評定採点表を作成しなければならない。

(検査の中止)

第18条 検査職員は、検査対象が、次の各号に掲げる場合には、検査を中止することができる。

- (1) 検査対象となる工事が、検査水準に達していないとき
- (2) 検査対象となる書類が、検査水準に達していないとき

(3) その他検査職員が検査に支障があると判断したとき

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次の各号に掲げる要領は、廃止する。

(1) 工事監督要領

(2) 工事検査要領

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月23日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則 (平成17年3月31日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約した工事から適用する

附 則 (平成23年5月23日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱の規定は、平成23年4月1日以後に契約した工事から適用する

附 則 (平成28年3月25日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約した工事から適用する

附 則（令和2年3月31日決定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約した工事から適用する

## 監 督 員 通 知 書

(受注者)

様

京都市長  
担当：都市計画局

課)

契約書第11条第1項及び第3項に基づき下記のとおり通知します。

### 記

- 1 工 事 名 ( )
- 2 工 事 場 所 ( )
- 3 置いた監督員
  - 総括監督員・職氏名 ( )
  - 主任監督員・職氏名 ( )
  - 担当監督員・職氏名 ( )
  - 担当監督員・職氏名 ( )
- 4 監督員の権限は京都市都市計画局建築請負工事監督細目第3条第2項のとおり
- 5 上記の監督員以外に、地方自治法施行令第167条の15第4項に定める者に監督の権限の一部を委任した場合の監督員の氏名及び権限内容

注： □内には、該当する項目に☑を記入すること。

## 監督員変更通知書

(受注者)

様

京都市長  
担当：都市計画局

課)

- 監督員の氏名に変更があったので契約書第11条第1項に基づき下記のとおり通知します。  
 監督員の権限に変更があったので契約書第11条第3項に基づき下記のとおり通知します。

### 記

- 1 工事名 ( )
- 2 工事場所 ( )
- 3 変更があった日 ( 年 月 日 )
- 4 変更があった監督員  
 総括監督員・職氏名 ( )  
 主任監督員・職氏名 ( )  
 担当監督員・職氏名 ( )  
 担当監督員・職氏名 ( )
- 5 監督員の権限は京都市都市計画局建築請負工事監督細目第3条第2項のとおり
- 6 上記の監督員以外に、地方自治法施行令第167条の15第4項に定める者に監督の権限の一部を委任した場合の監督員の氏名及び権限内容

注： □内には、該当する項目に☑を記入すること。

第3号様式（第13条第1項第1号関係）

総括監督員  
確認印

## 完 成 通 知 書

年 月 日・・・

京都市長 様

（受注者）

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

下記工事が完成しましたので、工事請負契約書第34条第1項の規定に基づき通知します。

### 記

1 工 事 名

2 請負代金額

3 完成年月日 年 月 日



契約年度	契約番号

完成検査調書

工事名		受注者				
		請負代金額		変更請負代金額		
契約工期		遅延日数 (契約工期の最終日の翌日から)		日	修補等手直し工事完了届の添付	有・無
完成通知年月日			検査日			
検査年月日		監督員	所 属	都市計画局		
			総括監督員職氏名			
主任監督員職氏名						
担当監督員職氏名						
検査職員職氏名	都市計画局 都市企画部 都市総務課	印				

項目別評定点

評価項目	細 別	評 定 点	満 点
1 施工体制	(1) 施工体制一般	点	3.3 点
	(2) 配置技術者	点	4.1 点
2 施工状況	(1) 施工管理	点	13.0 点
	(2) 工程管理	点	8.1 点
	(3) 安全対策	点	8.8 点
	(4) 対外関係	点	3.7 点
3 出来形及び出来ばえ	(1) 出来形	点	14.9 点
	(2) 品質	点	17.4 点
	(3) 出来ばえ	点	8.5 点
4 工事特性	(1) 施工条件等への対応 (加点のみ)	点	7.3 点
5 創意工夫	(1) 創意工夫 (加点のみ)	点	5.7 点
6 社会性等	(1) 地域への貢献等 (加点のみ)	点	5.2 点
7 評定点計		点	100 点
8 法令遵守等	(減点のみ)	点	点
9 評定点合計		注)	

上記工事については、設計図書、仕様書及びその他関係図書に基づき完成検査を行った結果、これらのおり完成したことを確認する。

補足

- ・ 評定は、「京都市都市計画局建築請負工事成績評定要領」による。
- ・ 評定点合計は、小数点第1位を四捨五入して整数とする。

工 事 成 績 評 定 採 点 表

工事名																契約年度 (当初)						契約年月日 (当初)						検査日						検査 年月 日											
受注者																契約番号						契約年月日 (最終)						完成通知年 月日																	
考 査 項 目	都市計画局															請負 代金額						変更 請負代金額																							
	主任 監督員 職氏名																総括監督員職氏名										検査職員 (中間1)					検査職員 (中間2)					検査職員職氏名								
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価						
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10																																							
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10																																							
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10									+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15		+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15		+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15								
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10		+2.0	-	+1.0	-	0	-7.5	-15																															
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10		+3.0	-	+1.5	-	0	-7.5	-15																															
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																																							
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5									+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20								
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5									+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25								
	III 出来ばえ													+5	-	+2.5	-	0	-5	-		+5	-	+2.5	-	0	-5	-		+5	-	+2.5	-	0	-5	-									
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)																																												
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)				-	-																																							
6. 社会性等	I 地域へ貢献等(※4)							+10	+7.5	+5	+2.5	0	-	-																															
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点																												
評 定 点 (※1)		① 点					② 点					③ 点					④ 点																												
7. 評定点計(※5)		- 点 (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 評定点計 点																																											
		※ 中間検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点 (中間が2回以上の場合は③を平均する。 ※ 中間検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点																																											
8. 法令遵守等(※6)				点	法令遵守等の該当事由																																								
9. 評 定 点 合 計 (※7)				点	評定点計 ( 点 ) - 7 法令遵守等 ( 点 ) = 点 (1回完済分 点, 2回完済分 点, 完成分 点)																																								
所 見 (※8)		総括監督員																																											
		主任監督員																																											
		検査職員																																											

決 裁 欄 工事担当課	課長	課長補佐・係長	決 裁 欄 検査担当課	課長	課長補佐・係長

- ※1 6.5点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。  
各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。  
評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
- ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
- ※5 中間検査があった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※ただし、③中間が2回以上の場合は平均値
- ※6 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員が完成確認時に行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※8 所見欄には評定結果の概要を記載する。
- ※9 各考査項目ごとの採点は、別紙-1-1、2、3、別紙-4-1、2、3考査項目別運用表によるものとする。  
(考査項目、a~e評価及び各配点、①~③の配点比率は必須事項とする。  
なお、監督員を1名しか任命できない場合は、1名で総括監督員及び主任監督員の評定を行うものとする。)  
(原則として、総括監督員は主に総括的なプロセス評価を行える者、主任監督員は詳細なプロセス評価を行える者、検査職員は検査職員として評価を行える者を充てるものとする。)

工 事 成 績 評 定 採 点 表

		契約年度（当初）										契約年月日（当初）																				
		契約番号										契約年月日（最終）																				
工事名																検査日						検査年月日										
受注者名																完成通知年月日																
考 査 項 目	都市計画局										請負代金額						変更請負代金額						都市計画局 都市企画部 都市総務課									
	担当監督員又は主任監督員職氏名					総括監督員職氏名					検査職員職氏名					印																
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価									
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10																										
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10																										
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10									+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15											
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10		+2.0	-	+1.0	-	0	-7.5	-15																		
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10		+3.0	-	+1.5	-	0	-7.5	-15																		
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																										
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5									+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20											
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5									+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25											
	III 出来ばえ														+5	-	+2.5	-	0	-5	-											
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)																															
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)						-	-																								
6. 社会性等	I 地域へ貢献等(※4)							+10	+7.5	+5	+2.5	0	-	-																		
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点										点					点															
評 定 点 (※1)		①					点					②					点															
7. 評定点計		点 (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 評定点計																														
8. 法令遵守等(※5)							点	法令遵守等の該当事由																								
9. 評 定 点 合 計 (※6)		点 評定点計 ( 点 ) - 7. 法令遵守等 ( 点 ) = 点																														
所 見 (※7)	総括監督員																															
	担当監督員又は主任監督員																															
	検査職員																															

決 裁 欄 工事担当課	課長	課長補佐・係長	決 裁 欄 検査担当課	課長	課長補佐・係長

- ※1 65点+加減点合計（1+2+3+4+5+6）とする。  
各評定点（①～④）は小数第1位まで記入する。
  - ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。  
評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
  - ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
  - ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
  - ※5 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員が完成確認時に行う。
  - ※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
  - ※7 所見欄には評定結果の概要を記載する。
  - ※8 各考査項目ごとの採点は、別紙-2-1, 2, 3, 又は別紙-3-1, 2, 3 考査項目別運用表によるものとする。  
(考査項目 a～e 評価及び各配点、①～③の配点比率は必須事項とする。)
- なお、監督員を1名しか任命できない場合は、1名で総括監督員及び主任監督員の評定を行うものとする。)





別紙－5（第13条第1項第4号関係）

施工プロセスチェックリスト

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								備考		
				着手前	施工中						完成時			
2 施工 状況	I 施工 管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		○建設副産物及び建設 廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。 (施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、着工関係書類等を含め提出した。 (施工中適宜)	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	II 工程 管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
III 安全 対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。) ①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社/パトロール(施工中適宜) ③安全教育、訓練等(施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①過積載防止対策(施工中適宜) ②機械・車両等点検整備等(施工中適宜) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録 (施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
IV 対外 関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等 (施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	( / ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		